

地図作成作業工程

1 準備作業
(平成26年10月
～平成27年2月)



2 事前調査・測量
(平成27年1月～5月)



3 一筆地立会調査
(平成27年5月～9月)



4 境界標設置
(平成27年5月～11月)



5 地図・地積測量図作成
(平成27年11月)



6 縦覧
(平成27年12月)



7 地図・地積測量図作成
(平成27年12月～平成28年2月)



8 職権登記
(平成28年2月～3月)



9 川口市への通知
(平成28年3月)

作業地域内の皆様に対する住民説明会を中心とする趣旨説明などの広報活動や関係資料の作成を行います。
同説明会の前に測量のための基準点設置作業を行います。

所有者説明会を開催します。
皆様の土地に立ち入らせていただき、境界杭等を確認する調査作業や測量を行います。
(委託を受けた土地家屋調査士等が調査、測量を行います。)

土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、一筆ごとにその境界や地番、地目を調査、確認します。
(立会時間は15分～20分を目安に行います。)

一筆地立会で確認された境界について、土地所有者の同意を得て永続性のある境界標を設置します。事前調査の時と同様に土地家屋調査士が所有地内に立ち入って作業を行いますので、御了承願います。

一筆地立会で確認された境界位置により地図・地積測量図を作成します。
なお、地積測量図には、各境界点の座標値を記録します。

地図作成作業の成果について確認を行っていただきます。
成果に異議がある場合は、縦覧期間までにお申し出ください。

縦覧成果に基づく確定した境界位置により地図・地積測量図を作成します。
なお、地積測量図には、各境界点の座標値を記録します。

地図作成作業の成果による登記を登記官が職権で行います。
(地図作成の期間内に境界を確認できなかった場合は、「筆界未定地」として地図中に区画線が書き入れられません。後日当事者間で解決していただくこととなります。)

職権登記の完了後、川口市に対して、地方税法第382条第1項の規定に基づき通知を行います。